

令和8年2月吉日

お客さま各位

東予信用金庫

当座勘定規定改定のお知らせ

平素より、東予信用金庫をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和8年4月1日から下記のとおり当座勘定規定の改定を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定となる規定

当座勘定規定（一般当座用）

2. 改定内容

以下の条項を一部追加・変更（下線部分）いたします。

第7条（手形、小切手の支払等）

（3）当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。

① 届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。

② 小切手を使用する方法。

（4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めるとあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

第8条（手形、小切手用紙等）

（5）払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。

第12条（手数料等の引落とし）

（1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

第16条（印鑑照合等）

（1）手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3. 適用開始日

令和8年4月1日

以上